

令和2年5月26日

宜野湾市新型コロナウイルス感染症対策のための

BCP（業務継続計画）の解除について

令和2年5月25日の新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の全面解除を踏まえ、本市は4月14日に発動しました「宜野湾市新型コロナウイルス感染症対策のためのBCP（業務継続計画）」を解除いたします。

今後は、様々な社会機能が回復に向かうことで、感染拡大の再燃リスクも高まる時期であり、特に慎重な対応が必要となります。

市民の皆様におかれましては「新しい生活様式」として、外出時のマスク着用や、こまめな手洗い、人と人との距離を保つ等の対策を常に心がけるようにしてください。

引き続き、感染症予防対策への取組を宜しくお願いいたします。

宜野湾市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（宜野湾市長） 松川正則